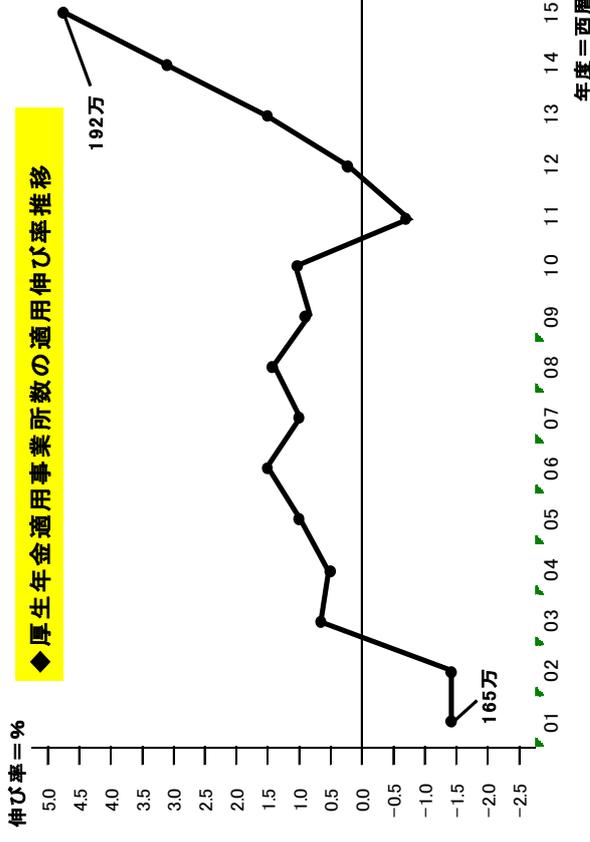


厚生年金保険適用状況調の特徴と全建総連の取り組み

厚生年金局公表の適用状況調より(2016.9.)

- ①適用事業所数 1,916,585事業所→前年度4.7%増
○5人未満事業所の適用構成率57.7%
- ②適用事業所増の背景
○厚労省の未適用対策の強化→未加入事業所の推計値200万事業所
○国交省建設業「社会保険未加入対策の推進」
→2011年以降の飛躍的増加
- ③全建総連の取り組み
○事業所への呼びかけ相談
○法定福利費確保の取り組み→請求・要求の強化



産業分類別 就業者数 事業所数 適用状況の特徴と今後の課題

産業分類別 就業者数 事業所数 厚生年金・雇用保険適用事業所、被保険者の構成率

産業分類	就業者数 構成率	産業分類	事業所 構成率	産業分類	厚生適用 事業所	産業分類	厚生適用 被保険者	産業分類	雇用保険 適用事業所	産業分類	雇用保険 被保険者
1 卸売・小売業	16.1%	卸売・小売業	25.4%	卸売・小売業	18.1%	卸売・小売業	23.4%	卸売・小売業	製造業	製造業	21.4%
2 製造業	16.0%	宿泊・飲食サービス業	13.1%	卸売・小売業	17.6%	卸売・小売業	15.5%	建設業	建設業	卸売・小売業	17.8%
3 医療・福祉	12.5%	建設業	9.3%	製造業	13.4%	医療・福祉	12.3%	製造業	医療・福祉	医療・福祉	12.4%
4 建設業	7.6%	製造業	8.8%	医療・福祉	9.1%	建設業	7.9%	建設業	運輸郵便業	運輸郵便業	7.2%
5 宿泊・飲食サービス業	6.1%	生活関連サービス業	8.8%	学術技術サービス業	7.6%	運輸郵便業	7.2%	建設業	建設業	建設業	5.8%

※就業者数の構成率は、労働力調査2016年7月より出所

※事業所数の構成率は、2014年7月経済センサス基礎調査より(総務省、2015年11月30日公表)

※厚生年金、雇用保険適用事業所、被保険者数の構成率は、厚労省「適用状況調」(2016年9月1日現在)より

- ①全建総連の適用事業所数増
○22国保組合(2016.3月末現在)
○適用除外承認数49,174事業所
○前年度比6,580事業所→15.5%

②建設業適用事業所数第1位

③今後の課題

- 誤った指導による適用の移行
- 総合的な事業所対策
- 法定福利費等の適用確保

1

建設生産現場の就労状況 一人親方、一人法人の急増

重層下請による生産体制で成り立つ建設業では、社会保険料などの人件費を抑制するために、これまで雇用してきた建設技能者を外注化して、請負的な就労をさせることが一般的になりつつあります。そのため雇用関係が生じにくい「一人親方」が増加しており、さらに上位企業の求め等に応じて「一人法人」を設立する動きが増えています。

特に「一人法人」の多くは、一人親方や個人事業主が公営国保に加入したまま法人設立をしているものと思われます。

厚労省は2015年12月に法人の税情報と厚生年金加入事業所の記録から、約79万事業所が厚生年金加入逃れの疑いがあり、厚生年金に加入する資格がありながら、国民年金に加入している従業員が、推計で200万人を上回ることを明らかにしています。

このように建設生産現場では「人を使用するが雇用はしない」という実情にあり、建設業での雇用改善を阻む最大の要因となっています。

建設従事者の減少が年々増大しており、このままでは伝統的な技能や技術が次世代を担う若年労働者に継承されないまま、建設産業が衰退していく危機的な状況を迎えています。

一人親方労災加入者の推移（厚労省）

2001年度	2012年度	2013年度	2014年度
224,873人	397,199人	406,223人	423,971人

建設業における一人法人の推移（総務省）

1999年	2006年	2012年	2014年
10,438社	13,555社	28,262社	31,666社

建設業の労働人口の推移（総務省）

	1997年	2007年	2013年	2015年
就労者	685	554	499	500
雇用者	563	450	408	407

2

国交省による社会保険未加入対策の推進

このような建設業の現状に対して、国土交通省は建設従事者に対する処遇改善の中で、社会保険の適用(医療保険、厚生年金、労働保険)が大きく遅れていることに着目。

そこで国交省では社会保険未加入対策の推進目標を定めて、業界団体の指導的役割を交えながら2017年度までに達成させるとしています。

国交省の社保適用推進の目標

- ◎許可業者の100%が社会保険に加入
- ◎社会保険未加入者は現場に原則入れない

組合からの大切なお知らせです！

『適正な社会保険の加入』をご確認ください

上位企業等から協会けんぽに
入れと言われる

個人事業所は
どうすればいいの？

国の社会保険未加入対策により公共工事等の現場で社会保険の加入の確認が強まっています。自分の会社やそこで働く労働者は？一人親方は？下記を参考に加入すべき社会保険の確認をお願いします。わからないときは、組合へご相談を！

◆あなたはどこに該当しますか、ご確認ください！

		健康保険		年金	雇用保険
A	法人事業所	○		厚生年金	雇用保険
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)		
B	個人事業所 (従業員5人以上)	○		厚生年金	雇用保険
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)		
C	個人事業所 (従業員5人未満)	○		国民年金	雇用保険
		市町村国保	建設国保		
D	一人親方	○		国民年金	加入義務なし (入れません)
		市町村国保	建設国保		

ご注意を！
健保適用除外をしている事業所は適法です。上位企業や自治体からおかしいと言われたら組合にご相談を！

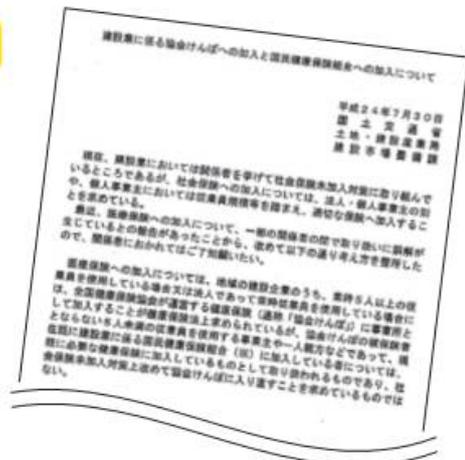
○は社会保険の強制適用事業所。上記のとおり加入していれば適正な加入となります。

私たちは建設国保と厚生年金のセット加入による 社会保険加入促進を行っています！

国土交通省が認めています

「建設国保」と「厚生年金」のセットで社会保険に加入することは、国土交通省「建設業に係る協会けんぽへの」（平成24年7月30日付け）に「適法」と記されています。

しかし、元請や上位企業の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に対し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例があります。



 **ご不明な点は今すぐ組合へ**